

実務研究

日本税務会計学会
令和3年9月 月次研究会



鶴田 泰三（京橋）

株式交付制度の概要と その税務上の取扱い

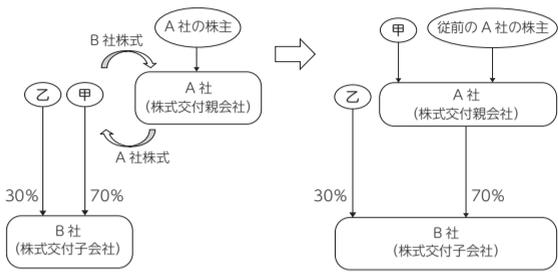
1. はじめに

令和元年の会社法改正により株式交付制度が創設され、令和3年3月1日から施行された。また、令和3年度の税制改正により、株式交付のうち一定の要件を満たすものは課税繰延へ措置されることとなる。

2. 会社法上の制度趣旨と概要

(1) 株式交付の制度趣旨
手許資金額に制約されずに大胆かつ機動的な事業再編を行うというニーズがある中、令和元年改正前の会社法上では、次の問題点が指摘されていた。

- ① 資金を必要としない株式を対価とするM&A手法には、従来から株式交換制度があるが、これは完全子会社とすることが前提（会社法231）であり、完全子会社とする



これらの問題を解消するため、令和元年の会社法改正により株式交付制度が創設され、令和3年3月1日から施行された。なお、産業競争力強化法により、これらの問題について従来から一部が手当てされていたが、この説明は省略する。

(2) 株式交付の概要

3. 株式を対価とする株式の譲渡に係る所得の特例の概要

令和3年度の税制改正により、株式交付のうち一定の要件を満たすものは課税繰延へ措置が講じられた。その内容は以下のとおりである。

株式交付制度とは、他の株式会社（被買収会社、株式交付子会社）を買収しようとする株式会社（買収会社、株式交付親会社）が、被買収会社を子会社（完全子会社でなくてもよい）とするために、被買収会社の株主からその株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対する対価として買収会社（株式交付親会社）の株式を交付するものである（会社法232の2、774の3①）。

例えば、上記図表の事例のように、甲（70%所有）と乙（30%所有）が株主であるB株式会社（B社）をA株式会社（A社）の子会社とするため、A社が甲からB社株式70%を譲り受け、その対価としてA社株式を交付する。その結果、B社はA社の子会社となり、甲はA社の株主となる。

(3) 株式交付親会社の株式の交付方法と対価の種類
株式交付親会社は株式交付子会社の株主に対価として株式交付親会社の株式を交付するが、株式交付親会社が自己株式を保有している場合は、自己株式を対価として交付することができる（会社法774の3①参照）。

また、株式交付制度では、株式交付親会社の株式を必ず交付する必要がある（会社法774の3①参照）。株式交付にその他の資産（金銭等）を加えて交付することも可能である（会社法774の3①五参照）。

ある（株式交付子会社の株主は法人であることを前提とする）。一部現金等を交付した場合でも課税繰延べを認めるなど、組織再編税

【まとめ】

対価	対価のうち株式割合	課税関係
株式交付親会社の株式のみ	100%	全額課税繰延べ
株式交付親会社の株式以外の資産が交付	80%以上	株式対応分→課税繰延べ 現金対応分→課税
	80%未満	全額課税

4. 譲渡損益の繰延べ額及び株式交付親会社株式の取得価額の計算

(1) 株式交付親会社の株式のみが交付された場合
株式のみが交付された場合の譲渡損益は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

また、交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

(2) 株式交付親会社の株式以外の資産が交付された場合
交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

また、交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

(1) 株式交付親会社の株式のみが交付された場合
交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

5. 株式交付親会社が取得した株式交付子会社の株式の取得価額

株式交付親会社が取得した株式交付子会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

また、交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

(2) 株式交付親会社の株式以外の資産が交付された場合
交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

また、交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

(1) 株式交付親会社の株式のみが交付された場合
交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

6. 株式交付親会社における増加資本金等の額

株式交付親会社における増加資本金等の額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

また、交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

(1) 株式交付親会社の株式のみが交付された場合
交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、その譲渡損益は繰延べ額となる（措法66の6の2①）。

7. 今後の中小企業における利用可能性

現状では、株式交付制度の利用は、株式交付親会社が上場会社である場合が多いものと推測される。しかし、中小企業におけるM&Aは今後益々増加するのではないかと考えられるが、その場合に、主に次の理由から選択肢として検討する価値が十分あると考えられる。

- ① 資金がなくても買収が可能
- ② 株式の交付に加え、一部現金を交付することが可能で、その場合でも現金部分のみの課税となるため、柔軟な対応が可能